

租税特別措置法施行令に基づく特定民間再開発事業及び地区外転出事情の認定に関する規則の一部改正について

1 改正理由

租税特別措置法施行令の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 施行日

公布の日